

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和2年

奈良市議会5月臨時会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例（市長専決処分）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号） ・ 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 低所得者（第1段階、第2段階及び第3段階）に対する令和2年度における保険料の軽減措置を強化する。（第4条第2項、第3項及び第4項関係）</p> <p>(1) 第1段階 21,000円（現行 26,300円）</p> <p>(2) 第2段階 31,600円（現行 40,300円）</p> <p>(3) 第3段階 45,600円（現行 47,300円）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年度分の保険料から公費を投入して、低所得者に対する負担軽減措置を図っている。</p> <p>介護保険法施行令の一部改正により、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、更に負担の軽減の強化が行われることに伴い、当該軽減額について条例上規定の整備を行おうとするもの。</p>		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	福祉部 介護福祉課

奈良市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,300円</u>」とあるのは、「<u>40,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>26,300円</u>」とあるのは、「<u>47,300円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____令和2年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,000円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,000円</u>」とあるのは、「<u>31,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る _____令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,000円</u>」とあるのは、「<u>45,600円</u>」と読み替えるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当については、市長にあつては100分の30、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者にあつては100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p>(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（附則第16項関係）</p> <p>(2) 教育長の給与に関する条例（附則第8項関係）</p> <p>(3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（附則第7項関係）</p> <p>(4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（附則第8項関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手当の減額を行う。</p>		
5 施行期日	公布の日	担当課	総合政策部 人事課

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
附 則 1～15 略	附 則 1～15 略 <u>(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 16 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する市長等の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の30(副市長にあつては、100分の10)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
附 則 1～7 略	附 則 1～7 略 <u>（令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置）</u> 8 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する教育長の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
附 則 1～6 略	附 則 1～6 略 <u>(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 7 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する監査委員の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正案
附 則 1～7 略	附 則 1～7 略 <u>(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 8 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する管理者の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について（令和2年3月24日付厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。（附則第14項関係）</p> <p>2. 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。（附則第15項関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金の支給を行うため所要の規定の整備を行う必要があるため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 1～13 略</p>	<p>附 則 1～13 略 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> 14 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(その日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合に限る。)から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 15 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 16 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p>

現行	改正案
	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>17 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第15項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>18 <u>前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p>19 <u>前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について（令和2年3月24日付厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） ・奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年奈良県後期高齢者医療広域連合条例第4号） 	4 制定改廃の概要	1. 奈良県後期高齢者医療広域連合による傷病手当金の支給について、本市で当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出受付を行う規定を加える。（附則第3条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者等に対し、傷病手当金の支給を行うため、奈良県後期高齢者医療広域連合が上記の条例を公布したことから、本市で傷病手当金の支給申請の受付事務を行うこととなった。このため、所要の規定の整備を行う必要があることから条例を改正する。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 福祉医療課

奈良市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 略</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 略 <u>(市において行う事務の特例)</u> 第3条 <u>広域連合条例附則第4条第1項の規定による傷病手当金の支給が行われる間、市は、第2条の規定により行う事務のほか、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行う。</u></p>